

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市介護給付費等の支給に関する審査会
開 催 日 時	平成 2 5 年 4 月 5 日 (金) 午後 7 時 0 0 分 ~ 8 時 0 0 分
開 催 場 所	所沢市役所 6 0 4 会議室
出 席 者 の 氏 名	<ul style="list-style-type: none"> ・猪狩 妙子 ・石原 由美子 ・奥本 忠行 ・金子 仁一 ・佐竹 直茂 ・鈴木 隆晴 ・鈴木 規之 ・田端 昭彦 ・豊田 淳一 ・長澤 正樹 ・松川 泰三 ・黛 浩一郎 以上出席 1 2 名 (敬称略)
欠 席 者 の 氏 名	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲生 俊宏 ・松岡 弘樹 以上欠席 2 名 (敬称略)
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	委嘱状交付式 (1) 会長・会長代理の選任について (2) 合議体の構成及び合議体長の選任について (3) その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料 所沢市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例・所沢市介護給付費等の支給に関する審査会規則 ・平成 2 5 年度所沢市介護給付費等の支給に関する審査会予定表(案)
担 当 部 課 名	福祉部 本橋部長 美甘次長 障害福祉課 磯野課長 森田主査 喜多野主査 長谷川主査 松井主査 神野主任 山田主事 福祉部障害福祉課 電話 04-2998-9116

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
磯野課長	開 会
藤本市長	委嘱状交付
藤本市長	あいさつ
委 員	自己紹介
磯野課長	<p>議事に入る前に、所沢市情報公開条例の規定に基づき、公開及び会議録の記載方法については、発言委員名は伏せ、発言内容は要約方式、会議録の確定は議長の承認による旨を確認。</p> <p>議題（ 1 ）会長・会長代理の選任について 障害者総合支援法施行令第 6 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により選出の旨説明。会長について、立候補又は推薦を委員に諮り、委員より長澤委員の名前が挙がり、全会一致で会長に長澤委員が決定。</p> <p>会長代理について、障害者総合支援法施行令第 2 条第 4 項の規定により、会長が指名することになっているため、長澤委員が蒲生委員を指名。</p> <p>会長あいさつ</p> <p>議題（ 2 ）より長澤会長が議事進行。</p>
議 長	議題（ 2 ）合議体の構成及び合議体長の選任について事務局より説明願いたい。
長谷川主査	<p>障害者総合支援法及び市条例により、15名の委員と各合議体5人ずつの3合議体で実施する旨及び、合議体の編成については、障害者総合支援法施行令第 8 条第 1 項の規定により、会長が編成を行う旨を説明。</p>
議 長	合議体の構成について、事務局案があれば会長案として提案したいが、事務局案はあるか。
長谷川主査	ございます。
議 長	事務局案を会長案として提出したいが、よろしいか。

委員	異議なし
議長	事務局案を委員に配布願いたい。
議長	事務局案を委員に配布
議長	事務局に説明を願いたい。
長谷川主査	<p>審査会については、身体・知的・精神の障害の区分なく審査するため、3障害の均衡をはかること、また、医師・学識経験者、関係機関、当事者団体の方等の均衡を考慮して案を作成した。これまでもスムーズかつ公平に審査が行われていることから、これまでの合議体の編成を踏襲しつつ、新たに就任した委員5名が分散して合議体に所属できるよう考慮した。</p>
議長	<p>合議体の編成について採決したい。事務局案を合議体の構成として決定してよろしいか。</p>
委員	異議なし
議長	<p>合議体の構成については、事務局案のとおりと決定する。 続いて、合議体長の選出について、事務局より説明願いたい。</p>
長谷川主査	<p>障害者総合支援法施行令第8条第2項の規定により、合議体長は合議体委員の互選により決定するため、本日の会議終了後に各合議体で決定してほしい。</p> <p>また、所沢市介護給付費等の支給に関する審査会規則第2条第4項により、各合議体長の代理者についても決定していただきたい。</p> <p>審査会日程表(案)をお配りしているが、平成25年度の審査会は(案)の通り開催を予定している。</p>
議長	<p>そのようをお願いする。それでは、議長の座をおろさせていただきます。</p>
磯野課長	<p>本日の議題は、以上で終了。続いて、その他として「障害者自立支援法の改正」及び、「難病の取扱」について事務局より説明申し上げます。</p>
神野主任	<p>2. その他 (1) 障害者自立支援法の一部改正</p> <p>平成25年4月1日障害者自立支援法が一部改正され、障害者総合支援法となった。また、自立支援法の一部改正に伴い、障害者の範囲に難病等が追加された。</p>

	<p>続いて、「障害支援区分」の創設について。</p> <p>平成26年4月1日からは「障害程度区分」から「障害支援区分」に改められ、知的障害者・精神障害者の特性に応じた区分判定がなされるよう配慮されている。加えて、重度訪問介護の拡大、共同生活介護・共同生活援助の一元化が図られる見通しとなっている。</p> <p>法改正に伴い、特に審査会にかかわるものとしては「障害支援区分」の導入があるが、今後国から新たな情報提供があった場合は委員に周知する。</p> <p>(2) 難病等の取扱いについて</p> <p>自立支援法の改正により、難病等の患者から障害程度区分の認定が必要な障害福祉サービスの申請があった場合、審査会の審査の案件に挙がってくる。</p> <p>障害者総合支援法上で難病等と指定されているものについては、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲となっている。</p>
<p>森田主査</p>	<p>引き続き、資料3を基に障害程度区分の認定の際の留意事項を説明。</p> <p>難病の特性として、症状の変化があること挙げられる。このため、障害福祉サービスが必要な症状が重度な状態にかかわらず、1次判定で判定結果が低く出る可能性がある。</p> <p>したがって、特記事項、医師意見書等を判断の材料として症状が重度の状態を想定して判定してもらいたい。</p>
<p>磯野課長</p>	<p>質問等なければ、このまま閉会とさせていただきます。</p> <p>それでは、各合議体に分かれ合議体長及び代理者を決定していただき、事務局へ報告をお願いしたい。その後、解散とする。本日は、ありがとうございました。</p>
<p>各合議体に分かれ話し合い</p>	<p>その後、各合議体に分かれて打ち合わせを行い、A合議体の体長は豊田氏、体長代理は松岡氏、B合議体の体長は長澤氏、体長代理は黛氏、C合議体の体長は奥本氏、体長代理は蒲生氏に決定した。</p>